

令和2年5月18日

学校法人昭和大学  
理事長 小口 勝司 様

特定適格消費者団体  
特定非営利活動法人 消費者機構日本  
代表理事 佐々木 幸孝

## 再申入書

当機構は、貴法人に対し2018年12月13日付「申入れ・要請および問合せ」にて平成29年度・平成30年度の医学部の入学試験を受験した2浪以上の浪人生である志願者（合格者を除く）に対して、直ちに入学検定料相当額の損害賠償金を支払うよう、申入れをしていました。

その後、貴法人は平成31年9月13日に貴法人ホームページ上で第三者委員会の平成31年1月18日付「中間調査報告書」（以下、中間調査報告書といいます。）および令和元年8月2日付「最終調査報告書」（以下、最終調査報告書といいます。）を公表しました。

これら報告書によりますと、該当年度の医学部の入学試験において不当な差別的取扱いを受けた受験生は、当機構が貴法人に当初の申入れを行った時点で判明していたよりも広範にわたることが確認できます。

また、先般、当機構が東京医科大学を被告として提起した共通義務確認訴訟において、入学検定料等相当額の支払義務があることを認める判断がなされました。

これらをふまえ、改めて貴法人に対し、入学検定料相当額の損害賠償金を支払うべき対象範囲を広げたうえで、申入れをするものです。

つきましては、貴法人の文書による回答を令和2年6月30日（火）までに当機構にお寄せください。

## 記

### 申入れの趣旨

- 1 平成29年度・平成30年度の医学部入学試験（一般選抜Ⅰ期・Ⅱ期、大学入試センター試験利用入試）に出願し、入学検定料等を支払った者（但し、当該年度の最終合格者及び現役生を除く）に対し、入学検定料等相当額の損害賠償金を直ちに支払ってください。
- 2 平成29年度・平成30年度の医学部入学試験（一般選抜Ⅰ期・Ⅱ期）に出願し、入学検定料等を支払った女性（但し、当該年度の最終合格者を除く）に対し、入学検定料等相当額の損害賠償金を直ちに支払ってください。
- 3 中間調査報告書を平成31年1月18日付で受領しながら、平成31年4月5日付書面で当機構に対して「平成29年度・平成30年度医学部入学試験に関する調査結果の報告を受けていない」旨の回答をした理由を教えてください。

## 申入れの理由

- 1 (1) 中間調査報告書によれば、貴法人は平成 29 年度・平成 30 年度の医学部入学試験（一般選抜 I 期・II 期、大学入試センター試験利用入試）において、その一次試験合格者の調査書審査につき、現役に対しては 10 点、一浪に対しては 5 点を加算する取扱いを行っていたとされています。

また、平成 30 年度の一般選抜 I 期二次試験の補欠からの繰上げ合格者の選抜において年齢を理由に繰上げ合格とされなかった可能性のある男性がいること、さらに平成 30 年度の一般選抜 II 期二次試験の正規合格者の選抜において年齢等を理由に正規合格とされなかった（補欠のまま繰上げなし）可能性のある女性がいることが指摘されています。
  - (2) かかる属性による差別的な取扱いは、第三者委員会も「『年齢』による不合理な差別として裁量権を逸脱・濫用した措置と判断する」「入試要項に記載のない不明瞭な基準により受験生に不利益な結果を及ぼしており、不適切な措置である」との見解を示しているところであり、先般の東京医科大学の不正入試に関する東京地裁令和 2 年 3 月 6 日判決においても「被告が学生募集要項やアドミッション・ポリシー等において、本件対象消費者に係る属性の考慮につき事前に説明していなかったにもかかわらず、密かに本件得点調整を行っていたことについては、本件対象消費者との関係では、不法行為上違法との評価を免れない」として、説明義務違反による不法行為が成立すると判断しているところです。
  - (3) 貴法人は平成 29 年度・平成 30 年度の入学試験につき、上記取扱いを排除した場合に合格が妥当と判断される者についてのみ追加合格措置をとっていませんが、当機構は上記判決に鑑み、貴法人においても「年齢」という属性に応じた取扱いを行っていることを予め募集要項等において説明していなかった以上、貴法人に出願して入学検定料等を支払った受験生ら（但し、当該年度の最終合格者及び現役生を除く）に対し、説明義務違反による不法行為に基づく損害賠償義務があるものと思料します。

については、申入れの趣旨に記載した対応を早急になされるよう求めます。
- 2 (1) また、中間調査報告書によれば、平成 29 年度・平成 30 年度の医学部入学試験のうち、以下の種別の各合格者選抜において、総合順位下位の集団のうち女性の繰上げ合格者が極めて少ない結果となっており、第三者委員会も、生じている男女差に合理的な理由を見出し難いとの見解を示しているところです。
    - ① 平成 29 年度の一般選抜 I 期二次試験の補欠からの繰上げ合格者の選抜
    - ② 平成 30 年度の一般選抜 I 期二次試験の補欠からの繰上げ合格者の選抜
    - ③ 平成 29 年度の一般選抜 II 期二次試験の正規合格者の選抜
    - ④ 平成 30 年度の一般選抜 II 期二次試験の補欠からの繰上げ合格者の選抜
  - (2) そして、最終調査報告書において、平成 31 年度入試の各二次試験においては平成 29 年度・平成 30 年度（さらには追加で検証を行った平成 25 年度から平成 28 年度）とは異なり、性差による合格率の違いが存在しなかった（むしろ二次試験において女性の合格率が男性の合格率を大きく上回っている）こ

とを指摘し「繰り上げ合格者数にこれほどまでに大きな男女差が生じる合理的理由は見出し難く、架電による入学意思の確認が男女で平等になされたか否かについて疑念を差し挟まざるを得ない」と結論づけているところです。

- (3) 上記第三者委員会の報告からすれば、貴法人は平成 29 年度・平成 30 年度の医学部入学試験において、性別による差別的な取扱いをしていたものと考えざるを得ず、当機構としては、前項で「年齢」について述べたのと同様、「性別」という属性に応じた取扱いを行っていることを予め募集要項等において説明していなかった以上、貴法人に出願して入学検定料等を支払った女性（但し、当該年度の最終合格者を除く）に対し、説明義務違反による不法行為に基づく損害賠償義務があるものと思料します。

については、申入れの趣旨に記載した対応を早急になされるよう求めます。

<本件に関するご連絡・お問合せ先>

〒102-0085 東京都千代田区六番町 15 主婦会館プラザエフ 6 階

消費者機構日本 事務局責任者（専務理事） 磯辺

事務局担当者 五藤

TEL 03-5212-3066 FAX 03-5216-6077